

震災対策編

目次

第1章 総則一 [災害から住民を守るための基本方針]	総-1
第1節 計画の目的と構成	総-1
第1 計画の目的	総-1
第2 計画の性格	総-1
第3 計画の習熟	総-1
第4 計画の修正	総-2
第5 計画の構成	総-2
第2節 各機関の役割と業務大綱	総-3
第1 目的	総-3
第2 組織	総-3
第3 各機関の役割	総-4
第4 防災関係機関の業務大綱	総-5
第3節 登米市を取り巻く地震環境	総-10
第1 登米市の地形・地質	総-10
第2 登米市内の活断層	総-12
第3 登米市内の地震等観測体制	総-14
第4 登米市の地震環境	総-15
第4節 地震被害想定	総-20
第1 地震被害想定調査結果の概要	総-20
第2 登米市における地震被害想定	総-22
第2章 災害予防対策一 [適正で確かな災害予防の活動計画]	予-1
[災害に備える基礎づくり]	
第1節 地震防災対策事業	予-1
第1 目的	予-1
第2 地震防災緊急事業五箇年計画	予-1
第2節 地盤にかかる施設等の災害対策	予-3
第1 目的	予-3
第2 現況	予-3
第3 土砂災害防止対策の推進	予-3
第4 急傾斜地崩壊(がけ崩れ)防止施設の整備	予-4
第5 砂防設備の整備	予-4
第6 治山施設	予-4
第7 農業施設等	予-5
第8 液状化対策の推進	予-6
第9 地盤沈下防止	予-6
第3節 河川施設等の災害対策	予-7
第1 目的	予-7
第2 河川管理施設	予-7
第3 ダム施設	予-7
第4 農地、農業施設	予-7

第4節	交通施設の災害対策	予-8
第1	目的	予-8
第2	道路施設	予-8
第3	鉄道施設	予-9
第5節	都市の防災対策	予-10
第1	目的	予-10
第2	市街地開発事業の推進	予-10
第3	土地区画整理事業の推進	予-10
第4	都市公園施設	予-10
第6節	建築物等の耐震化対策	予-11
第1	目的	予-11
第2	公共建築物	予-11
第3	一般建築物	予-11
第4	ブロック塀等の安全対策	予-12
第5	落下物防止対策	予-12
第6	建物内の安全対策	予-12
第7節	ライフライン施設等の予防対策	予-15
第1	目的	予-15
第2	水道施設	予-15
第3	下水道施設	予-17
第4	電力施設	予-17
第5	ガス施設	予-18
第6	電信・電話施設	予-18
第8節	危険物施設等の予防対策	予-19
第1	目的	予-19
第2	危険物施設	予-19
第3	高圧ガス施設	予-19
第4	火薬類製造施設等	予-20
第5	毒物・劇物貯蔵施設	予-20
第6	事業所の予防措置	予-20
第7	市、消防本部の措置	予-20
[災害に備える仕組みづくり]		
第9節	職員の配備体制	予-21
第1	目的	予-21
第2	庁内における防災対策推進体制の充実・強化	予-21
第3	災害対策本部	予-21
第10節	情報通信網の整備	予-24
第1	目的	予-24
第2	宮城県における災害通信網の整備	予-24
第3	登米市における災害通信網の整備	予-26
第4	災害時における広報体制の整備	予-27

第11節	防災拠点等の整備	予-28
第1	目的	予-28
第2	防災拠点の整備	予-28
第3	防災用資機材等の整備	予-29
第4	防災ヘリポートの整備	予-29
第12節	相互応援体制の整備	予-30
第1	目的	予-30
第2	他市町村等との相互応援協定	予-30
第3	民間団体・事業者等との応援協定等	予-31
第13節	緊急輸送体制の整備	予-32
第1	目的	予-32
第2	緊急輸送道路の確保	予-32
第3	緊急輸送体制の整備	予-32
第4	鉄道輸送路の確保	予-33
第14節	医療救護体制の整備	予-34
第1	目的	予-34
第2	医療救護体制	予-34
第15節	火災予防対策	予-36
第1	目的	予-36
第2	出火防止、火災予防の徹底	予-36
第3	消防力の強化	予-37
第4	消防計画の充実強化	予-38
第16節	避難収容対策	予-39
第1	目的	予-39
第2	避難誘導體制	予-39
第3	避難場所の確保	予-39
第4	避難所の確保	予-40
第5	避難路の確保	予-41
第6	避難計画の整備	予-41
第7	避難に関する広報	予-41
第8	応急仮設住宅対策	予-42
第17節	食料、飲料水及び生活物資の確保	予-43
第1	目的	予-43
第2	市民等のとるべき措置	予-43
第3	食料及び生活物資の確保	予-43
第4	飲料水の確保	予-44
第18節	ボランティアの受入れ	予-45
第1	目的	予-45
第2	災害ボランティアの定義と役割	予-45
第3	災害ボランティアの受入れ体制	予-46
第19節	災害時要援護者・外国人対策	予-48
第1	目的	予-48
第2	高齢者、障害者等への対策	予-48
第3	外国人支援対策	予-49
第4	旅行者への対策	予-50

第20節	廃棄物対策	予-51
第1	目的	予-51
第2	処理体制	予-51
第3	主な措置内容	予-51
第21節	積雪寒冷地域における地震災害予防	予-53
第1	目的	予-53
第2	避難誘導體制	予-53
第3	除雪体制等の整備	予-53
第4	避難所体制の整備	予-53
[災害に備えるひとづくり]		
第22節	防災知識の普及	予-54
第1	目的	予-54
第2	防災知識の普及、徹底	予-54
第3	学校等教育機関における防災教育	予-56
第4	市民の取組み	予-56
第23節	地震防災訓練の実施	予-57
第1	目的	予-57
第2	訓練の実施及び参加	予-57
第3	防災関係機関の防災訓練	予-58
第24節	自主防災組織の育成	予-59
第1	目的	予-59
第2	地域における自主防災組織の果たすべき役割	予-59
第3	自主防災組織の育成・指導	予-59
第4	自主防災組織の活動	予-60
第25節	企業等の防災対策の推進	予-62
第1	目的	予-62
第2	企業等の役割	予-62
第3	企業等の防災組織	予-62
第3章	災害応急対策－[速やかで淀みのない災害応急対策の活動計画]	応-1
[迅速な災害情報の伝達・広報体制づくり]		
第1節	防災活動体制	応-1
第1	目的	応-1
第2	職員の動員・配備	応-1
第3	災害対策本部	応-11
第4	現地連絡所の設置	応-13
第5	消防機関の活動	応-13
第6	防災関係機関の活動	応-14
第7	県及び関係機関等との連携	応-14
第2節	地震災害情報の収集・伝達	応-15
第1	目的	応-15
第2	地震情報	応-15
第3	災害情報収集・伝達体制	応-18
第4	通信・放送手段の確保	応-28

第3節	災害広報活動	応-33
第1	目的	応-33
第2	災害広報体制の確立	応-33
第3	広報活動用資機材及び要員の確保	応-36
第4	広報活動の実施要領	応-37
第5	報道機関への発表・協力要請	応-39
[迅速で確実な救護体制づくり]		
第4節	災害救助法の適用	応-40
第1	目的	応-40
第2	災害救助法の適用	応-40
第3	救助の実施	応-42
第5節	救急・救助活動	応-43
第1	目的	応-43
第2	救助・救急活動の注意点	応-43
第3	各部、各組織の活動	応-43
第6節	医療救護活動	応-46
第1	目的	応-46
第2	医療救護活動	応-46
第3	医療救護体制の確立	応-46
第4	収容医療機関の確保	応-50
第5	重傷者等の搬送体制の確立	応-51
第6	医薬品・資機材等の確保	応-52
第7	平常時医療救護体制への移行	応-53
第8	精神医療救護体制の確立	応-55
第7節	消火活動	応-58
第1	目的	応-58
第2	消火活動の基本	応-58
第3	消防機関の活動	応-59
第4	事業所の活動	応-60
第5	自主防災組織の活動	応-60
第6	市民の活動	応-60
第7	消防水利の確保	応-61
第8	応援消防隊の受入れ	応-62
第8節	交通・輸送活動	応-63
第1	目的	応-63
第2	緊急輸送対策	応-63
第3	陸上交通の確保	応-65
第4	防災関係機関の活動	応-69
第9節	ヘリコプターの活動	応-71
第1	目的	応-71
第2	活動体制	応-71
第3	活動内容	応-71
第4	活動拠点	応-71

[適切な助け合いの体制づくり]

第10節	自衛隊の災害派遣	応-72
第1	目的	応-72
第2	実施責任者	応-72
第3	災害派遣要請依頼する場合の留意点	応-72
第4	災害派遣の基準及び要請の手続き	応-72
第5	自衛隊の連絡調整幹部等との連絡	応-74
第6	派遣部隊の活動内容	応-74
第7	災害派遣部隊の受入れ体制	応-75
第8	派遣部隊の撤収	応-76
第9	経費の負担	応-76
第11節	相互応援活動	応-77
第1	目的	応-77
第2	基本方針	応-77
第3	県との相互協力	応-77
第4	他市町村・防災関係機関等との協力	応-79
第12節	避難活動	応-83
第1	目的	応-83
第2	避難対策基本指針	応-83
第3	避難の指示又は勧告	応-84
第4	避難の誘導	応-87
第5	避難路及び避難場所の安全確保	応-90
第6	避難所の開設・運営	応-91
第7	来訪者・入居者等の避難	応-96

[淀みのない応急復旧の体制づくり]

第13節	応急住宅等の確保	応-98
第1	目的	応-98
第2	基本方針	応-98
第3	建築物の地震後対策	応-100
第4	被災建物の補修・解体	応-104
第5	応急仮設住宅の建設等	応-108
第14節	食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動	応-113
第1	目的	応-113
第2	食料	応-113
第3	飲料水	応-118
第4	生活物資	応-123
第5	義援物資の受入れ・配分	応-125
第15節	相談活動	応-126
第1	目的	応-126
第2	被災者総合支援センターの設置	応-126
第16節	ボランティア活動	応-128
第1	目的	応-128
第2	ボランティア受付窓口の設置	応-128
第3	災害ボランティアニーズの把握	応-130
第4	行政機関と関係団体との連携、協力	応-130

第 17 節	災害時要援護者・外国人対策	応-132
第 1	目的	応-132
第 2	基本方針	応-132
第 3	災害時要援護者の救援	応-134
第 18 節	家庭動物の収容対策	応-138
第 1	目的	応-138
第 2	被災地域における動物の保護	応-138
第 3	避難所における動物の適正な飼育	応-138
第 19 節	防疫・保健衛生活動	応-139
第 1	目的	応-139
第 2	対策実施上の時期区分	応-139
第 3	市と県の役割分担	応-140
第 4	防疫活動実施	応-140
第 5	保健対策	応-142
第 6	食品衛生対策	応-142
第 7	事前広報の実施	応-143
第 8	畜産施設に関する防疫・保険衛生対策	応-143
第 9	死亡獣畜等の処理	応-143
第 20 節	死体等の捜索・処理・埋葬	応-144
第 1	目的	応-144
第 2	対策実施上の時期区分	応-144
第 3	死体等の捜索・処理・埋葬の実施	応-145
第 21 節	社会秩序の維持活動	応-148
第 1	目的	応-148
第 2	基本方針	応-148
第 3	警察の役割	応-149
第 4	市及び市民・事業所等の役割	応-151
第 5	生活必需品の物価監視	応-151
第 22 節	廃棄物処理活動	応-152
第 1	目的	応-152
第 2	基本方針	応-152
第 3	ゴミの処理	応-155
第 4	がれき等の除去及び処理	応-156
第 5	し尿の処理	応-158
第 23 節	教育活動	応-159
第 1	目的	応-159
第 2	応急教育実施の基本方針	応-159
第 3	災害発生初期の緊急措置	応-162
第 4	避難所開設期間中に必要な措置	応-165
第 5	第二期応急教育対策計画の実施	応-167
第 6	文化財の応急措置	応-168

第 24 節	防災資機材及び労働力の確保	応-169
第 1	目的	応-169
第 2	緊急使用のための調達	応-169
第 3	労働者の確保	応-169
第 4	労働者の受入れ体制	応-169
第 5	応援要請による技術者等の動員	応-170
第 25 節	公共施設等の応急復旧	応-171
第 1	目的	応-171
第 2	市の施設及びその他公共公益施設	応-171
第 3	道路・橋りょう施設	応-172
第 4	河川管理施設	応-174
第 5	砂防・急傾斜地崩壊対策・地すべり・治山関係施設	応-174
第 6	ダム施設	応-175
第 7	鉄道施設	応-175
第 8	農地、農業用施設	応-176
第 9	都市公園施設	応-176
第 10	廃棄物処理施設	応-176
第 26 節	ライフライン施設等の応急復旧	応-177
第 1	目的	応-177
第 2	水道施設	応-177
第 3	下水道施設	応-178
第 4	電力施設	応-179
第 5	ガス施設	応-180
第 6	電信・電話施設	応-181
第 27 節	危険物施設等の安全確保	応-183
第 1	目的	応-183
第 2	石油類等危険物取扱等施設の応急措置	応-183
第 3	高圧ガス施設の応急措置	応-184
第 4	火薬類製造施設等の応急措置	応-185
第 5	毒物・劇物貯蔵施設の応急措置	応-185
第 6	危険物等輸送車両の応急対策	応-186
第 28 節	農林水産業の応急対策	応-187
第 1	目的	応-187
第 2	農業	応-187
第 3	林業	応-189
第 4	水産物	応-189
第 29 節	応急公用負担等の実施	応-190
第 1	目的	応-190
第 2	実施責任者	応-190
第 3	応急公用負担等の措置	応-190
第 4	立入検査等	応-191
第 5	公用令書の交付	応-191
第 6	応急公用負担等の手続等	応-192
第 7	事前措置計画	応-193
第 8	損失補償及び損害補償等	応-193

第4章	災害復旧・復興対策－[迅速な復旧・復興のための活動計画]	復-1
第1節	災害復旧・復興計画	復-1
第1	目的	復-1
第2	災害復旧・復興の基本方向の決定	復-1
第3	災害復旧計画	復-1
第4	災害復興計画	復-3
第2節	生活再建支援	復-7
第1	目的	復-7
第2	被災者生活再建支援制度	復-7
第3	居住安定支援制度	復-9
第4	地震保険の活用	復-10
第5	資金の貸付け	復-10
第6	生活保護	復-12
第7	その他救済制度	復-12
第8	り災証明の発行	復-13
第9	税負担等の軽減	復-17
第10	雇用対策	復-18
第3節	住宅復旧の支援	復-19
第1	目的	復-19
第2	一般住宅復興資金の確保	復-19
第3	住宅の建設等	復-19
第4節	産業復興の支援	復-20
第1	目的	復-20
第2	中小企業金融対策	復-20
第3	農林漁業金融対策	復-20
第5節	都市基盤の復興対策	復-21
第1	目的	復-21
第2	想定される計画内容	復-21
第6節	義援金の受入れ、配分	復-22
第1	目的	復-22
第2	受入れ	復-22
第3	配分	復-23
第7節	激甚災害の指定	復-24
第1	目的	復-24
第2	激甚災害の調査	復-24
第3	激甚災害指定の手続き	復-24
第4	特別財政援助の交付（申請）手続き	復-26
第5	激甚災害指定基準	復-27
第5章	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画	推-1
第1節	総則	推-1
第1	推進計画の目的	推-1
第2	防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	推-1

第2節	災害対策本部等の設置等	推-2
第1	災害対策本部等の設置	推-2
第2	災害対策本部等の組織及び運営	推-2
第3	災害応急対策要員の参集	推-2
第3節	地震発生時の応急対策等	推-3
第1	地震発生時の応急対策	推-3
第2	資機材、人員等の配備手配	推-4
第3	他機関に対する応援要請	推-4
第4節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	推-5
第1	整備計画の目的	推-5
第5節	防災訓練計画	推-7
第1	防災訓練計画	推-7
第6節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	推-8